



テクノファNEWS

J-SOX(日本版SOX法:財務報告に かかわる内部統制報告制度)とISO

株式会社テクノファ 代表取締役 平林良人

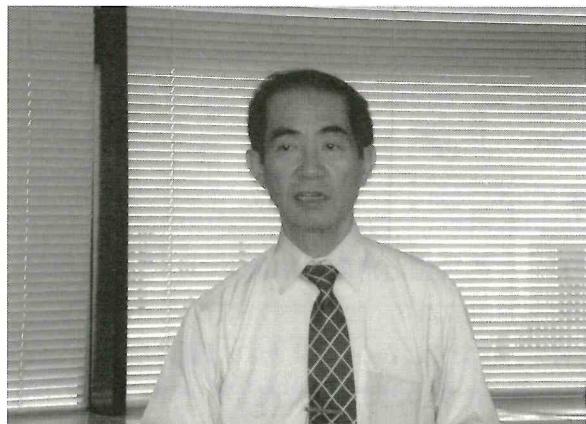
ISOマネジメントシステムにかかわる者としてJ-SOXは現下の大きな関心事であろう。J-SOX対応の内部統制推進には力量ある内部監査人による監査が必要であり、内部監査人は社長直属の位置づけとすることが推奨される。テクノファニュースでは2回にわたってJ-SOX法の概要について紹介する。

ISOマネジメントシステムにかかわる者にとって、見逃せない社会的動きとしてJ-SOX法(日本版SOX法:財務報告にかかわる内部統制報告制度)がある。これは約6,000~7,000社あるといわれている上場企業とその子会社に求められる法令要求事項である。社長は、年1回自社の財務報告にかかわる内部統制について報告をしなければならない。報告の対象となる「内部統制」とは、英語ではInternal Controlであり、ISO9001がいう組織の管理、すなわち「マネジメントシステム」と同様の概念を意味している。

ISO9001は組織の製品・サービスの品質保証を対象にしているが、その製品が「財務報告書」であると考えると、内部統制はISO9001(ISO14001、ISMS)と全く同じ概念であるといえる。コンサルタントの新しい仕事として内部統制コンサルティング市場への可能性が出てきているともいえるし、審査員としても内部監査人へのマーケットが開けたとも言えるのではないだろうか。はじめに「内部統制」とは何かについて説明しよう。

1. 内部統制とは

昨今企業によるさまざまな不祥事が報道されて



株式会社テクノファ 代表取締役 平林 良人

いる。企業は、順法性に基づいた組織であることを社会から強く求められているのである。1980年代のアメリカにおいては企業の不祥事が相次いだ。その対応策をしてトレドウェイ氏を委員長とするトレドウェイ委員会が設立された。その後、委員会はトレドウェイ支援組織委員会(COSO)として活動を継続している。

COSOでは、企業は自らが自らをコントロールしなければならないとして、3つの目的と5つの構成要素を提案した。

【特別寄稿】「J-SOX(日本版SOX法)とISO」(株)テクノファ 代表取締役 平林良人……1~6

【セミナーご案内】【品質・環境・労働安全・情報・IT・PM・キャリアカウンセラー・地方版】……7~8

(目的)

- ① 業務の有効性及び効率性
- ② 財務報告の信頼性
- ③ 事業活動に関する法令等の遵守

(構成要素)

- ① 統制環境
- ② リスクの評価と対応
- ③ 統制活動
- ④ 情報と伝達
- ⑤ モニタリング

目的については特に説明は要しないであろうが、5つの構成要素について若干説明しておきたい。

① 統制環境 企業を取り巻く経済状況、労務、法令、各種規制、銀行取引、消費者動向、マーケット動向などは企業の経営に影響を与える。企業はこれらのプレッシャーのもとで、日常のオペレーションを実施しているが、統制環境には目に見えるものと見えないものがある。

企業はそれぞれ独自の経営を実践しているが、その際に内部に作られる風土、文化、気風などが目にみえない統制環境である。逆に目に見える統制環境としては、年度売上目標であったり方針であったり、経営トップが示達するすべてのものが統制環境を構成する。

② リスクの評価と対応 組織においては何が起きるか分からぬ。世の中すべてがそうだと言うならばそれまでだが、「備えあれば憂いなし」の諺のとおり、企業のどこに、なにが、どの程度の「問題となりそうなこと=リスク」があるかを探し出し、対応策を考えておくことが大切である。

③ 統制活動 ルール、手続きを文書化し、そのとおりに実行することをいう。企業内で行われるすべての活動は管理されなければならない。統制の管理の程度は、当然その業務の実態に合ったものでなければならない。できないことをルール化しても実践されないからである。

④ 情報と伝達 企業内外の情報を的確に漏れなく伝達することは、組織を管理する上で欠くことのできない重要な要素である。例えば、未承認取引に関する情報がどのように扱われ、伝達されるかのコミュニケーションプロセスは重要である。

⑤ モニタリング モニタリングについては、ISO経験者には説明無用であろうが、日常業務に組み込まれた日常的モニタリング（全ての取引が事前に承認されているかを定期的に管理者が照合し、

問題があれば改善するなど）と、別の視点から評価する独立的評価（日常的モニタリングでは発見できないような経営上の問題がないかをチェックする）がある。内部監査はモニタリングの一つであるが、独立的評価の範疇に入る。

ちなみに J-SOX には上記 COSO の提案に加えて、目的の4つ目として「資産の保全」が、構成要素の6つ目として「IT（情報技術）への対応」がそれぞれ追加されている。

2. アメリカSOX法（企業改革法）とJ-SOX法（金融商品取引法）

アメリカでは、エンロン・ワールドコム事件で「財務報告の信頼性」に関して社会の見る目が大きく変わった。これらの事件等をきっかけに企業の内部統制の重要性が認識され、そこで企業改革法（サーベインズ＝オクスリー法：SOX 法）が制定されたのである。アメリカ証券取引委員会(SEC)登録企業の社長に、内部統制報告書（財務報告に係る内部統制の有効性を評価したもの）作成が義務づけられ、さらに公認会計士の監査を受けることが必要になった。

米国の火事は日本にも飛び火し、我国でも企業の「財務報告の信頼性」の向上は避けては通れない問題になった。折しも我が国においては、カネボーウの粉飾問題など大きな企業会計問題が起き、中央青山監査法人が消滅するという事態にまでなった。企業の株を取引きする証券市場がその機能を十全に発揮していくためには、投資者に対して企業情報が適正に開示されることが必要不可欠である。しかし昨今は、有価証券報告書の開示内容など証券取引法上のディスクロージャーをめぐり不適正な事例が幾つも発生している。

これらの事例には、ディスクロージャーの信頼性を確保するための企業における内部統制が有効に機能していないことが窺がわれるものが多い。このような状況を踏まえると、信頼性を確保するためには上場企業の内部統制の充実は避けられないことなのである。

我が国においては平成 16 年 3 月期決算から、財務報告に係る内部統制システムが有効に機能していたかの確認が求められてきた。つづいて平成 18 年 6 月に成立した金融商品取引法によって、上場会社を対象に「財務報告に係る内部統制の経営者による評価と公認会計士等による監査」(内部統

制報告制度)が義務づけられ、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることとなった。

この流れにおいて、内部統制の整備及び運用の主役は世間一般に流布されている経理、会計関係者ではなく、ISO関係者ではないかと考えるのである。但し、ここでは会計的視点が重要視されるので、ISO関係者が一般的には未知の分野であろう内部統制の対象(財務報告分野、会計分野=簿記3級程度)に如何にしてかかわりをもつてゆくかが課題になる。

3. J-SOX審議の経過

米国では企業改革法(サーベインズ=オクスリー法)の404条で内部統制の有効性に関する報告を要求し、米国証券取引委員会(SEC)がトレドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が報告した基準を評価基準として認めたことから、内部統制の基準はCOSOが標準となった。日本においても株式公開企業は公認会計士から会計監査のみならず、既に述べたとおり平成20年4月からは内部統制に関する監査も受けなければならなくなつたのである。

金融庁企業会計審議会は内部統制部会において、平成17年2月から財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の策定についての審議を始めた。同部会では、諸外国における内部統制の基準等の内容を検討するとともに、我が国会社法との整合性等にも留意し、国際的にも説明可能で、かつ、我が国の実情にあった実効性のある基準のあり方について、審議を行ってきた。

同審議会は、平成18年6月の金融商品取引法で上場企業に内部統制が求められたことを受けて、平成18年11月、「実施基準」案を公開草案として公表した。同審議会は公開草案に寄せられた意見等を踏まえ更に審議を行い、基準案及び実施基準案の内容を一部修正して、平成19年2月15日、

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」を公表した。

4. 基準の構成及び内容等

基準は、「I. 内部統制の基本的枠組み」、「II.

財務報告に係る内部統制の評価及び報告」、「III. 財務報告に係る内部統制の監査」の3部から構成されている。

「I. 内部統制の基本的枠組み」は、経営者が整備・運用する役割と責任を有している内部統制それ自体についての定義、概念的な枠組みを示している。「II. 財務報告に係る内部統制の評価及び報告」及び「III. 財務報告に係る内部統制の監査」はそれぞれ、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価及び公認会計士等による監査の基準についての考え方を示している。

基準の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 内部統制の基本的枠組み

内部統制は基本的に企業等の4つの目的(1. 業務の有効性及び効率性、2. 財務報告の信頼性、3. 事業活動に関わる法令等の遵守、4. 資産の保全)の達成のために企業内のすべての者によって遂行されるプロセスであり、6つの基本的要素(1. 統制環境、2. リスクの評価と対応、3. 統制活動、4. 情報と伝達、5. モニタリング、6. ITへの対応)から構成される。このうち財務報告の信頼性を確保するための内部統制を「財務報告に係る内部統制」と定義し、本基準ではこの有効性について経営者による評価及び公認会計士等による監査を実施する際の方法及び手続についての考え方を示している。

国際的な内部統制の枠組みとしては米国のトレドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)の内部統制の基本的枠組みに関する報告書(以下「COSO報告書」という)などがあるが、本基準においては、国際的な内部統制議論がCOSO報告書をベースとしていることに鑑(かんが)み、COSO報告書の枠組みを基本的に踏襲しつつも、我が国の実情を反映しCOSO報告書の3つの目的と5つの構成要素にそれぞれ1つずつ加え、4つの目的と6つの基本的要素としている。

すなわち、内部統制の目的に関して、我が国においては資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認のもとに行われることが重要であることから、独立させて1つの目的として明示した。また、内部統制の基本的要素に関しても、COSO報告書公表後のIT環境の飛躍的進展により、ITが組織に浸透した現状に即して「ITへの対応」を基本的要素の1つに加えている。

上記の内部統制の4つの目的は相互に関連を有

しており、企業等は内部統制を整備・運用することにより、4つの目的を達成していくことになる。財務報告の信頼性との関係からみると、経営者は自社のすべての活動及び社内のすべての従業員等の行動を把握することは困難であり、それに代わって経営者は、企業内に有効な内部統制のシステムを整備・運用することにより、財務報告における記載内容の適正性を担保することとなる。また、内部統制システムの整備・運用を通じて財務報告の信頼性を確保していくことは、業務の有効性及び効率性の確保による情報処理コストの削減、さらには、市場における資金調達機会の拡大や資金調達コストの削減等を通じて一定のメリットを企業等にもたらすこととなる。

経営者には、内部統制の基本的要素が組み込まれたプロセスを構築し、それを適切に機能させていくことが求められている。このため、単に内部統制を整備するだけでなく、それを意図していくように機能させていくことが重要となる。

なお、具体的に内部統制をどのように整備し、運用するかは、個々の企業等が置かれた環境や事業の特性、規模等によって異なるものであり、一様に律することは適切でない。経営者には、それぞれの企業の状況等に応じて、内部統制の機能と役割が効果的に達成されるよう、自ら適切に工夫を行っていくことが期待される。

(2) 財務報告に係る内部統制の評価及び報告

経営者は、内部統制を整備・運用する役割と責任を有しており、財務報告に係る内部統制については、その有効性を自ら評価しその結果を外部に向けて報告することが求められる。

この評価は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲において行うものであり、この評価範囲は財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮して、合理的に決定することとした。これにより例えば、重要性の乏しい勘定科目又は重要性の乏しい子会社若しくは関連会社などは評価の対象とする必要はない。

経営者が、内部統制の有効性を評価するに当たっては、まず、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」という）について評価を行い、その結果を踏まえて業務プロセスに係る内部統制について評価することとしている。これは適切な統制が全社的に機能しているかどうかについてまず心証を得

た上で、それに基づいて財務報告に係る重大な虚偽記載につながるリスクに着眼して業務プロセスに係る内部統制を評価していくという、トップダウン型のリスク重視のアプローチを採用するものである。

経営者は「内部統制報告書」を作成し、財務報告に係る内部統制の有効性の評価結果等を記載することとした。

(3) 財務報告に係る内部統制の監査

経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価は、その評価結果が適正であるかどうかについて、当該企業等の財務諸表の監査を行っている公認会計士等（以下「監査人」という）が監査することによって担保される。

内部統制監査と財務諸表監査が一体となって行われることにより、同一の監査証拠を双方で利用するなど効果的かつ効率的な監査が実施されるよう、内部統制監査は当該企業の財務諸表監査に係る監査人と同一の監査人が実施することとした。監査事務所のみならず、業務執行社員も同一であることを求めている。

監査人は、企業の置かれた環境等を踏まえ、経営者による内部統制の整備並びに運用状況及び評価の状況を十分に理解し、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定する。また監査人は、経営者による内部統制の評価の結果を監査することから、まず経営者により決定された評価範囲の妥当性を検討し、次いで経営者が評価を行った全社的な評価及び全社的な評価に基づく業務プロセスに係る内部統制の評価について検討する。

監査人は更に、経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価に対する意見等を「内部統制監査報告書」として作成し報告するが、同報告書は原則として、財務諸表監査における監査報告書と合わせて記載することとした。

(4) 公認会計士等による検証の水準とコスト負担の考慮

内部統制に係わる監査人による検証は、信頼し得る財務諸表作成が前提であると同時に、効果的かつ効率的な財務諸表監査の実施を支える、経営者による内部統制の有効性の評価について検証を行うものである。また、この検証は、財務諸表監査の深度ある効率的実施を担保するためにも財務諸表の監査と一体となって行われるが、同一の監査人が、財務諸表監査と異なる水準の保証を得る

ために異なる手続や証拠の収集等を行うことは適当でないのみならず、同一の監査証拠を利用する際にも、保証の水準の違いから異なる判断が導き出されることは、かえって両者の監査手続を煩雑なものとすることになる。これらのことと踏まえて、内部統制の有効性の評価についての検証は、「監査」の水準とすることとした。

但し、具体的な「監査」手続等の内容を検討するに当たっては、監査人のみならず、財務諸表作成者その他の関係者にとって過度の負担にならないよう留意する必要がある。このため、経営者による評価及び監査人による監査の基準の策定に当たっては、評価・監査に係わるコスト負担が過大なものとならないよう、先行して制度が導入された米国における運用の状況等も検証し、具体的に以下の方策を講ずることとした。

① トップダウン型のリスク・アプローチの活用

経営者は、内部統制の有効性の評価に当たって、まず連結ベースでの全社的な内部統制の評価を行い、その結果を踏まえて、財務報告に係わる重大な虚偽記載につながるリスクに着眼して、必要な範囲で業務プロセスに係わる内部統制を評価することとした。

② 内部統制の不備の区分

本基準では、内部統制の不備を財務報告に与える影響に応じ「重要な欠陥」と「不備」との2つに区分することとした。米国では不備を「重要な欠陥」「重大な不備」「軽微な不備」の3つに区分していることから、財務報告への影響等についての評価手続がより複雑なものになっているとの指摘がある。

③ ダイレクト・レポーティングの不採用

経営者が実施した内部統制の評価について監査を実施し、米国で併用されているダイレクト・レポーティング（直接報告業務）は採用しないこととした。この結果監査人は、経営者の評価結果を監査するための監査手続の実施と監査証拠等の入手を行うこととなる。

④ 内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施

内部統制監査は、財務諸表監査と同一の監査人が実施することとした。これにより、内部統制監査で得られた監査証拠及び財務諸表監査で得られた監査証拠は、双方で利用することが可能となり、効果的かつ効率的な監査の実施が期待できる。

⑤ 内部統制監査報告書と財務諸表監査報告書

の一体的作成

内部統制監査報告書については、財務諸表監査報告書と合わせて記載することを原則とした。

⑥ 監査人と監査役・内部監査人との連携

監査人は、監査役などの監視部門と適切に連携し、必要に応じ、内部監査人の業務等を適切に利用できることとした。

なお監査役等は、独立した立場で経営者の職務の執行について業務監査の責務を担っていることから、企業等の内部統制に係る監査を業務監査として行うとともに、大会社等においては監査役等が、会計監査人が計算書類について実施した会計監査の方法と結果の相当性を評価することとされている。一方、本基準で示す内部統制の監査において監査人は、監査役が行った業務監査の中身 자체を検討するものではないが、財務報告に係る全社的な内部統制の評価の妥当性を検討するに当たり、監査役等の活動を含めた経営レベルの内部統制の整備及び運用状況を統制環境等の一部として考慮することとなる。

5. 実施基準の内容等

既述したとおり、本来内部統制の構築の手法等については、それぞれの企業の状況等に応じて、各企業等が自ら適切に工夫して整備していくべきものと考えられるが、それだけでは実務上の対応が困難であるとの意見が多く出されたことから、実施基準においては、各企業等の創意工夫を尊重するとの基本的な考え方を維持しつつ、財務報告に係る内部統制の構築・評価・監査について、できるだけ具体的な指針を示すこととした。

なお、実施基準では企業等を取り巻く環境や事業の特性、規模等に応じて内部統制を整備し、運用することが求められており、内部統制の構築・評価・監査に当たって、例えば事業規模が小規模で、比較的簡素な組織構造を有している企業等の場合に、職務分掌に代わる代替的な統制や企業外部の専門家の利用等の可能性を含め、その特性等に応じた工夫が行われるべきことは言うまでもない。実施基準の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 内部統制の基本的枠組み

実施基準においても、内部統制の4つの目的と6つの基本的要素について詳細な説明を加えている。また、内部統制の基本的な枠組みを踏まえて、内部統制報告制度の導入に向けた準備を進める企

業等の参考に資するよう、財務報告に係る内部統制構築の要点を示すとともに、一般的な手続としての財務報告に係わる内部統制構築のプロセスを例示している。

(2) 財務報告に係る内部統制の評価及び報告

① 全社的な内部統制の評価項目

実施基準においては、全社的な内部統制の評価に関して具体的な評価項目を例示し、各企業等が適宜活用できることとした。

② 業務プロセスに係る内部統制の評価範囲

業務プロセスに係る内部統制の評価に関しては、既述したトップダウン型のリスク・アプローチの考え方に基づく評価が適切に行われるよう、評価範囲の決定について、絞り込みの方法を具体的に示している。例えば、売上高等の指標を用いて、金額の高い拠点から合算し、全体の概ね3分の2程度に達するまでの処を重要な拠点として選定することとした。

一般的な事業会社の場合、これら重要な事業拠点における3つの勘定科目（売上、売掛金及び棚卸資産）に至る業務プロセスは、原則として評価対象となる。その上で、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスが他にある場合には、これらを個別に評価対象として追加することで適切な評価範囲を決定することとした。

③ 監査人との協議

監査人が、経営者の決定した評価範囲の妥当性を検討した結果、それが適切でないと判断した場合、経営者が新たな評価範囲について、業務プロセスに係る内部統制の有効性を評価し直すことは、時間的な制約等から困難となることが想定される。

このため実施基準では、評価範囲について経営者が評価範囲を決定した時点で、必要に応じて監査人と事前に協議しておくことが適切であるとした。

④ 重要な欠陥の判断指針

内部統制の不備のうち重要な欠陥については、内部統制報告書において開示する必要がある。内部統制の不備が重要な欠陥に該当するかどうかを判断する際には、不備の金額的重要性及び質的重要性を勘案して判断することとし、金額的重要性について、その判断基準を具体的に例示した。

⑤ 評価手続等の記録及び保存

内部統制の評価に係る記録の形式、方法等について、企業の作成・使用している記録等を適宜、利用し、必要に応じそれに補足を行っていくことで足りることを明示した。

(3) 財務報告に係わる内部統制の監査

既述のとおり内部統制監査は、原則として財務諸表監査と同一の監査人が実施することとされており、実施基準では、内部統制監査に係る監査計画について財務諸表監査に係る監査計画と一体的に策定するとともに、それぞれの監査で得られた監査証拠は相互に利用可能であることを明示した。

6. 適用時期

本基準及び実施基準は、金融商品取引法により導入される内部統制報告制度の適用時期と合わせ、平成20年4月1日以後開始する事業年度における財務報告に係わる内部統制の評価及び監査から適用する。

【次号につづく】

J-SOX対応 内部監査人養成コース

J-SOX法対応には、内部監査人による内部監査が欠かせません。

当コースでは、初日に内部監査人のためのやさしい会計知識、2~3日目にJ-SOX内部監査の実施手順および報告書作成までの実務の概要を学び、さらに演習を通じて監査上の考え方とノウハウを身につけていただきます。

— ISO/ISMSにおける内部監査で培ったスキルを活かしましょう —

受講料 160,000円(税込)、テクノファ会員は144,000円(税込)

定員 24名・40名

開催日 2007年10月24日(水)~26日(金) 川崎

2007年12月17日(月)~19日(水) 東京

2008年1月21日(月)~23日(水) 東京

2008年2月25日(月)~27日(水) 川崎

2008年3月17日(月)~19日(水) 川崎